

別表第二 燃料の基準(第二十二条関係)

\	工場及び指定作業場の設置区分	燃料の基準(燃料中におけるいおう含有率(単位 重量比パーセント))					
		設置区分A			設置区分B		
地域の区分	\	三百リットル以上 五百リットル未満	五百リットル以上 二千リットル未満	二千リットル以上	三百リットル以上 五百リットル未満	五百リットル以上 二千リットル未満	二千リットル以上
		一	千代田区及び中央区の区域	○・五以下	○・三以下	○・二以下	○・二以下
二	港区、新宿区、文京区、渋谷区及び豊島区の区域	○・七以下	○・四以下	○・三以下	○・五以下	○・二以下	○・二以下
三	台東区、墨田区及び江東区の区域	○・七以下	○・五以下	○・四以下	○・五以下	○・四以下	○・三以下
四	品川区及び大田区の区域	○・七以下	○・六以下	○・五以下	○・五以下	○・四以下	○・三以下
五	目黒区、世田谷区、中野区、杉並区及び練馬区の区域	○・七以下	○・七以下	○・六以下	○・五以下	○・五以下	○・四以下
六	板橋区、北区、荒川区及び足立区の区域	○・七以下	○・五以下	○・四以下	○・五以下	○・四以下	○・三以下
七	◆飾区及び江戸川区の区域	○・七以下	○・六以下	○・五以下	○・五以下	○・五以下	○・四以下
八	武蔵野市、三鷹市、調布市、狛江市及び西東京市(西東京市が設置された日の前日において保谷市であった区域に限る。)の区域	○・八以下	○・七以下	○・六以下	○・五以下	○・五以下	○・四以下
九	その他の市町村	一・〇以下	一・〇以下	○・八以下	○・八以下	○・八以下	○・五以下

の区域						
-----	--	--	--	--	--	--

備考

- 一 設置区分Aとは、昭和五十一年八月一日前に既に設置され、又は着工されている工場及び指定作業場をいう。
- 二 設置区分Bとは、次に掲げる工場及び指定作業場をいう。
 - (一) 昭和五十一年八月一日以後に設置された工場及び同日前に既に設置され、又は着工されている工場で同日以後に条例第八十二条第一項の規定によるばい煙施設に係る変更の認可を受けたもの
 - (二) 昭和五十一年八月一日以後に設置された指定作業場及び同日前に既に設置され、又は着工されている指定作業場で同日以後に条例第九十条の規定によるばい煙施設に係る変更の届出をしたもの
- 三 昭和五十一年八月一日前に既に設置され、又は着工されている工場で同日以後に条例第八十二条第一項の規定によるばい煙施設に係る変更の認可を受けたもの及び同日前に既に設置され、又は着工されている指定作業場で同日以後に条例第九十条の規定によるばい煙施設に係る変更の届出をしたもののうち、当該変更が工場及び指定作業場におけるばい煙施設の一部に係るものであるときは、当該変更に係るばい煙施設以外のばい煙施設で使用される燃料については、設置区分Aに係る基準を適用する。
- 四 排煙脱硫装置が設置されているばい煙施設を有する工場及び指定作業場に対する燃料の基準の適用については、当該排煙脱硫装置の捕集効率に応じたものとする。